

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第25号

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1 自立生活支援用具、聴覚障がい者用屋内信号装置の項中「87,400円」を「110,000円」に改め、同表在宅療養等支援用具、視覚障がい者用体重計の項の次に次のように加える。

視覚障がい者用血圧計	15,000円	視覚障害2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	5年
------------	---------	--	----

別表第1 情報・意思疎通支援用具、視覚障がい者用拡大読書器の項中「198,000円」を「269,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。